

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		豊島区医療的ケア児等支援協議会
事務局（担当課）		保健福祉部 障害福祉課
開催日時		令和5年3月16日（木）10時00分～12時00分
開催場所		あうるすぽっと3階会議室B
議 題		1 開会 2 議事 (1) 豊島区立保育所等における医療的ケア児ガイドライン (案) について (2) 千川中複合施設について (3) 東京都医療的ケア児支援センターの開設後について (4) 医療的ケア児等保護者交流会の実施報告について (5) 事務局よりご報告 3 意見交換 4 閉会
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 4 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	東京都立大塚病院小児科部長、東京都北療育医療センター小児科部長、公益社団法人豊島区医師会理事、公益社団法人豊島区医師会会員、豊島区看護師会代表、株式会社オリーブ・コミュニティ統括部長、相談支援事業所・アニマートとしま管理者兼相談支援専門員、豊島区立西池袋第二保育園長、豊島区立長崎小学校長、東京都立北特別支援学校特別支援教育コーディネーター、医療的ケア児の保護者2名、保健福祉部障害福祉課長、保健福祉部障害福祉サービス担当課長、池袋保健所健康推進課長、池袋保健所長崎健康相談所長、子ども家庭部子育て支援課長、子ども家庭部子ども家庭支援センター所長、子ども家庭部保育課長、教育委員会事務局教育部学務課長、教育委員会事務局教育部指導課統括指導主事、教育委員会事務局教育部教育センター所長
	事 務 局	障害福祉課 児童・障害児支援グループ

審 議 経 過

1. 開会

[事務局]

令和4年度第二回豊島区医療的ケア児等支援協議会を開催する。傍聴者は4名である。

2. 議事

(1) 豊島区立保育所等における医療的ケア児ガイドライン(案)について

[保育課長](資料2について説明)

医療的ケア児ガイドライン(案)は、各種手続き、園での生活に関わること、および保護者の方に理解していただきたいことを記載している。今後、区立保育園をメインに、完成次第、本ガイドラインに沿った対応をしていきたい。そして、議会審査中であるが令和5年度4月から医療的ケア児支援体制強化事業と題して、予算確保をしている。医療的ケアの必要なお子さんを受け入れるために2つの区立保育園を改修し、医療的ケア児に必要な物品の購入、および研修経費等を盛り込んでいる。豊島区としての保育園での受け入れ体制を強化していきたい。

令和5年度については、区立私立関係なく保護者が希望する保育園に相談したうえで、受け入れが可能な保育園で入園の選定をしていく。その際には、保護者の方のご希望と園や専門家の意見を踏まえ、様々な角度から検討して話を進めてまいりたい。

区立保育園として障害のあるお子さんの受け入れをしてきたが、法律が変わり、医療的

ケアの必要なお子さんを預かることが増えることが想定される。命を預かる重みを感じ、職員一人ひとりの意識の変化が見えてきたところである。これまでより一層、誰一人取り残さない保育を目指し、保育課が最大限のバックアップをしていく。後日いただいた意見も踏まえ、本ガイドラインへ反映させていきたいと思っている。

最後に、そのお子さんの主治医の意見等も踏まえながら、保育園が安全に受け入れられるのかを判断をする審査会を開催していく予定である。保育園でどのように安全に過ごせるのかを考え、保育園が難しい場合はどのような場所が最適であり最善なのかを、お子さん中心に、保護者の意見やご希望を踏まえて、最善の選択を審査会で考えていきたい。

[会長]

ガイドラインが完成した場合、一般の方も確認できるように公開をされるか。保護者が希望する保育園に行きたい、あるいは、どのような手順を踏めば入園できるかは知りたい場合、参考資料となり得るという理解でよいのか。

[保育課長]

ガイドラインはホームページで公開するため一般の方も確認できる。医療的ケア児の受け入れ保育園は別途ホームページで公表することになる。入園までの流れや入園後については保護者がある程度はイメージできるガイドラインになると考えている。

[会長]

文言の書き方は、読む側のことを考えて文言を選択したり、説明の仕方を変えたりという配慮が必要であるため、質問した。保護者が一番知りたいことは、まずどこに相談を行けばいいかである。保育課へ相談をするということで合っているか。

[保育課長]

保育園の入園を希望される方は医療的ケアに関係なく保育課の入園グループが窓口になっている。例えば、子ども家庭支援センターや、障害福祉課等の窓口で話が合った際には保育課入園グループを案内する流れがあるため、保育課入園グループというかたちで一本化できていると思われる。

[会長]

ホームページで周知されているか。

[保育課長]

先ほど説明した入園のしおりはホームページにも掲載しており、入園グループに相談いただく旨を記載している。

[会長]

審査会の構成委員はガイドラインの文言の中にはないようだ。保育の受け入れを決定し、場合によっては断ることを決定する機関のため、保護者はどのような人物が判断されるか気になる場所である。記載がないのは意図があったのか、それとも、今後の改定の中で先ほどの説明のようなことが記載されるのか考えがあったら説明いただきたい。

[保育課長]

再度検討するが、ガイドラインとしてはこのようなかたちとなる。審査会については要綱を設置し、そこで委員を示す予定である。今のご意見を参考にし、なるべく分かりやすいようなかたちで載せたいと考えている。

[会長]

当区は外国の方も多いかと思う。ガイドラインを公表する際は、日本語が読めない人や、目が不自由な人などへの配慮はないのか。

[保育課長]

会長が指摘したことは、保育課入園グループの課題でもある。入園の申請についても、英語と中国語の様式で対応し、窓口では翻訳タブレットを使用している。多言語対応も課題として認識している。

[委員]

ガイドライン内の医療的ケアの内容について、痰吸引、経管栄養（経鼻、胃瘻）、導尿とあるが、酸素や、人工呼吸の管理を検討していただきたい。

[保育課長]

ガイドラインは他自治体の内容も参考にしながら作成しており、今回は例示として3つ挙げた。上記項目を基本として、その他の医療的ケアについては、お子さんの医療的ケアの状況などを考慮して、先ほど申し上げた審査会や主治医のご意見を踏まえて判断していく。記載の医療的ケア以外は受け入れないというものではない。

(2) 千川中複合施設について

[子ども家庭支援センター所長]（資料3について説明）

千川中複合施設について、西部子ども家庭支援センターと教育センターの発達支援機能について統合する方針を決定した。整備方針は、中学校の校舎を西部子ども家庭支援センター、教育センターで統合される予定である。移転スケジュールは、現在、基本実施設計を開始しているところであり、令和6年には解体が始まり、令和7年度に工事が進む予定

である。令和8年度中には移転することとなっている。児童発達支援センターの設立準備についてであるが、現在は児童発達支援の事業所として運営しているが、今後は児童発達支援センターとしていく予定。また、教育センター、子ども家庭支援センターが統合することで、切れ目ない支援ができることが見込まれる。

最後に他自治体の取り組みの研究を開始している。他区の児童発達支援センターに視察に行き、渋谷区と文京区の視察を終了している。どのような機能を整えられるかについて、先行区を参考にしながら検討していきたい。

（３）東京都医療的ケア児支援センターの開設後について

〔都立大塚病院 患者支援グループリーダー〕（資料４について説明）

９月に多摩地区と２３区に一か所ずつ、東京都医療的ケア児支援センターを開設した。２３区では、１月時点で１００件の相談が来ており、多摩地区は６３件である。１００件のうち１９件は豊島区からである。家族、相談支援専門員、医師会の先生、豊島区の職員からも相談をもらい、非常にありがたい。１００事例のうち、１／３は自治体からの相談であった。相談内容は異なっており、２３区は保育園や幼稚園に入れないためどうしたらいいかという相談が多くあった。次に就学・教育に関する相談である。学校には入学できたが学校のルールと子どものルールがあってない、付き添いについて言われるけれども就労はできない、次にレスパイト先がないなどの質問が多い。

医療的ケア児支援センターが、どのようなかたちで機能したらいいかを他自治体を参考にしている。ただ、他の道府県がモデルにできないことも判明した。地域によって必要な対応や状況が異なる。２３区においては相談支援専門員が非常に限られており、一部の方が集中的に受けている印象。新しい相談支援専門員を探してもいない現状があるため、そこをどのように育てていくのが課題と東京都には伝えている。

医療的ケア児支援センターとしては、このような医療的ケア児支援協議会において関係機関が組織間の連携をし、ネットワークをつくることで、医療的ケア児等をサポートする方法が望ましいと考えている。さらに、相談支援専門員のサポートもあるといいと思われる。運用の優れた自治体では、基幹センターや子ども発達支援センターがワンストップの窓口になったりしている。こういった形で、医療的ケア児支援協議会とワンストップ窓口、相談支援専門員が連携していけると保護者たちにとってもいろんな課題について解決していけるのではないかと考えている。

（４）医療的ケア児等保護者交流会の実施報告について

〔事務局〕（資料５について説明）

医療的ケア児等保護者交流会を令和４年１２月１日に区役所で実施。参加者は６名で、簡単な自己紹介、参加の保護者に聞いてみたいことを自由に話すかたちとした。その交流会の中で出た主な内容は、特別支援学校への就学について、訪問看護の利用について、他の

児童との交流についてなど。参加者より、医療的ケア児の保護者の方と接する機会がなかったため、良い機会であったと感想があった。

[委員]

一回目でしたので手探りとなり、若干堅苦しい雰囲気になってしまった。次回は気軽な雰囲気で話せる会にしたい。

(5) 事務局よりご報告

[事務局]

1 点目は、令和 4 年度東京都医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者に関する情報提供について。毎年、東京都が実施しており、主に相談支援専門員や保健師を主な対象としている。本年度のコーディネーター養成研修について、豊島区は障害福祉課職員 1 名と保育課職員 1 名の計 2 名が研修を修了したところ。今後については、区内事業所の医療的ケア児等コーディネーターや東京都医療的ケア児支援センターとの連携に努めていくとともに、区内事業所の医療的ケア児等コーディネーターが少ない現状があるため、次年度についても区内事業所の相談支援専門員の方に受講いただけるような働きかけをしていければと考えている。

2 点目は、障害者等実態意向調査の実施概要について。豊島区障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の改定を行うにあたり、障害者等の実態を把握・分析し、改定に向けて必要となる基礎資料を得ることを目的として実施した。こうした結果を踏まえ、次年度に医療的ケア児及びその保護者のニーズ調査の実施を検討しているところである。

[障害福祉サービス担当課長]

参考資料 1 豊島区立障害者福祉施設での医療的ケアの実施について、障害福祉課長より説明させていただきます。

[障害福祉課長]

(参考資料 1 について説明)

目白生活実習所分室で医療的ケアの方の受け入れをしている。参考資料 1 は、特別支援学校の先生方からご家族の皆様へということで、このような流れで医療的ケアがある方について区の方で受け入れを進めているという案内のチラシとなる。

医療的ケアの内容は日常的にやっているケアということで、軽微な医療行為を想定している。現在、受け入れている方は吸引や吸入、経管栄養、導尿の方で、7 名を分室でお受けおり、来年度につきましては 2 名を新たにお受けする準備を進めている。

課題として、施設で酸素吸入は対応していないが、酸素吸入について特別支援学校では

どのように対応されているのか。

[委員]

特別支援学校で酸素管理は、すべてボンベで行っている。在校中にボンベ交換が必要なお子さんについては、在校時間中にボンベを交換することもある。酸素濃縮器の持ち込みは学校では行っていない。また、使われるボンベのサイズがそれぞれ異なることから、災害時の対応のため、それぞれの児童で必要な分の予備を学校でお預かりしている。

[障害福祉課長]

基本的には医療機器は個別にご用意いただくようなかたちとなるので、引き続き研究していきたい。

3. 意見交換

[委員]

医療的ケア児の保育園 2 園の選定について、具体的にいつ頃に決定されるのですか。

[保育課長]

2 園については、区立保育園の園長や看護師とも話をして、入園のしおりが出る 10 月頃までに発表したい。参考に、その 2 園以外に、区立保育園では令和 7 年度頃に改築を予定する保育園もあり、これから改築をするような園は、医療的ケアが必要なお子さんの個室を用意したり、エレベーターを用意したりというかたちを 2 園に限らず検討中である。

[委員]

保育園委員会で嘱託医の問題があり、医療的ケア児が入園した時の役割はもう一度考える必要がある。様々な準備や、サポート体制を組んでいく必要があるため、準備をしていきたい。この度、都立大塚病院で保育園の看護師を対象に研修を実施することについて前向きに検討していただいている。この研修を実施することは本当に看護師の自信につながるし、受け入れる看護師のレベルを上げるという意味では大きなこと。本当に感謝をしている。

[保育課長]

園医の皆様には多大な貢献をいただいております、本当に子どもたちのために園医として活動していただいているので、改めてこの場で感謝申し上げます。医療的ケア児の対応について、今後も保育課と医師会で議論を重ね、バックアップ体制・協力体制について一緒に考えていただきたい。

[委員]

今回、令和5年度以降のガイドラインになるかと思うが、前回の医療的ケア児等支援協議会が終了後、1件入園に関する案件が入った。最終的には民間の園で受け入れられたところである。これはとても大きな功績と思っているが、ガイドラインがない中で窓口の方を含め大変な思いをされたと思う。経過等について少しお話をしていただきたい。

[保育課長]

今まで保育課としても、医療的ケアが必要なお子さんのご相談は数件受けているので、そのうちの一人ということになる。症状が変わる中で、主治医の方のご意見を何回にも渡り確認してきた。東部子ども家庭支援センターの専門職、委員の皆様、区の専門的な立場の方からも意見をいただいた。先ほど申し上げたが、そのお子さんにとって何が最善なのか、様々な機関に相談した結果、令和5年4月より受け入れ可能となった事例があった。今後、このような相談が増えてくることも踏まえ、ガイドラインの作成、受け入れ可能な体制構築を進めてきた。保護者の意見も踏まえて、最善の選択をしていきたい。皆様からも改めて様々なご意見をいただきたい。

[委員]

保育課で、医療的ケア児の保育園の入園を担当してくれる方がいると安心できる。保護者の方はファーストコンタクトとして保育課の窓口に行くため、安心して相談できる窓口であっていただきたい。体制の強化を含めてお願いしたい。

続いて、障害福祉課の在宅レスパイトが最近増えてきているが、豊島区の在宅レスパイトの文言の中に「学校へ行く」という内容が入っていない。他区では訪問先に学校が含まれているところもあり、検討いただきたい。

[障害福祉サービス担当課長]

レスパイト事業について、前回の協議会でご案内した通り、他区の状況も含めて、改めて調べているところである。東京都の補助金を活用しているところもあり、今回、利用時間が96時間から144時間と来年度予算で時間数が上がると聞いている。詳細な説明を受けていないところだが、東京都や他区の状況を研究して支援につながるよう努めていく。

[委員]

在宅レスパイト事業について、特別支援学校以外の学校へ就学をされる医療的ケアが必要なお子さんも増えてきているところで、利用の幅が広がるといいと考えている。自宅の代わりに学校に入るということを23区の東側の複数区で実施しております。そのような制度を利用したい保護者の方が多くいることを日々感じているところもありますので、前向きにご検討いただきたい。

[障害福祉サービス担当課長]

北特別支援学校へ通われている豊島区以外のお子さんについて、他区で学校に訪問看護が入って対応されているケースはあるか。

[委員]

本校は豊島区を含めて5区の学区域がありますが、この5区に関しては全て自宅のみということですので校内に入っているケースはない。

[委員]

現在、医療的ケアまたはそれに準じるようなケアが必要なお子さんが小学校や中学校に入ってくるケースが増えてきている。レスパイト事業につきまして、もっとオープンに情報が流れてくると、学校としてもうれしく思うし、おそらく保護者の方も知らない情報かと思った。様々な保護者の方が交流会で他の保護者の方から情報を得ていただけると支援体制が広がるのかなと感じている。

[委員]

弊社事業所に医療的ケア児等コーディネーターを1名増員した。大学病院から退院してくる児童や、相談支援専門員が見つからない方など、今後も困難なケース対応でも貢献していきたい。

[委員]

小学校や中学校を定期的に衛生管理について確認するために巡回している。ある小学校で新年度に障害を持つお子さんが入学されるため、受け入れる体制をどのようにするか検討しており、先日も確認させていただいた。公衆衛生の委員会でも、オンライン講演会を行い、医療的ケアに関する医師会の関心度は上がってきているところである。先ほど保育園のお話があったが、保育園が受け入れると、保育園から小学校、小学校から中学校へお子さんは成長していく。現在の連携はどのようなになっているか。今後のビジョンを教えてください。

[保育課長]

保育園では医療的ケアが必要なお子さんだけではなく、医療的ケアは必要ないが重い障害をお持ちのお子さんもいる。その場合、障害のあるお子さんや医療的ケアのあるお子さんの話は、小学校と連携できるように部署間連携している。ただ具体的な動きは定まっていないため、そこは課題と認識している。

[教育センター所長]

教育委員会では、教育センターが中心に就学相談委員会を開催している。そのお子さんにとってどこの学校、また、どのような学びが適切かということを提案している。医ケアの法律もでき、現在は保護者の方のご意向を最大限に尊重しておりますので、通常学級に障害のあるお子さんが入るケースは年々増えている。現段階では、保護者のご希望をうかがい、希望する学校の校長先生と協議をしながら、どのような合理的配慮ができるかということで受け入れをしているが、保育課長も話しましたとおり医療的ケアのお子さんが入学するケースも増えてくるかと思いますので、課題を洗い出しまして、ハード面や体制面を検討していきたい。

〔障害福祉サービス担当課長〕

庁内におきましても関係部署で連絡会を実施している。医療的ケアの支援は保健、医療、保育、教育、障害とそれぞれの部門で別れていることはありますけども、縦割りになりがちなところを庁内全体で連携を取りながら行っている。

〔都立大塚病院 患者支援グループリーダー〕

足立区は国のモデル事業としても認められた取り組みを行っており、保育園で医療的ケアを行っていた看護師がそのまま学校へ行くという対応をされています。そうすると、お子さんは環境が変わりますが、医療的ケアについては同じ看護師が対応されることで親御さんにとっても安心感があるそうです。二つ目に、課内連携を上手くやっているところが文京区になります。保護者の方に了解を取っていることが前提になりますが、医療的ケア児の情報を複数課で確認できるデータで管理している。今後、さらにワンストップな体制をつくると話していた。

〔委員〕

多摩地区では、導尿の必要な児童が保育園に入園するため、自治体が東京都看護ステーション協会と契約して、訪問看護師が保育園に行く仕組みを作り始めている。そのような柔軟な対応ができると利用する幅が広がると感じている。

4. 閉会

〔事務局〕

次回の医療的ケア児等支援協議会は2023年9月に予定している。

〔会長〕

以上をもって、令和4年度第二回豊島区医療的ケア児等支援協議会を閉会する。

提出された資料等	資料 1 豊島区医療的ケア児等支援協議会委員名簿 資料 2 豊島区立保育所等における医療的ケア児ガイドライン（案） 資料 3 千川中複合施設について 資料 4 東京都医療的ケア児支援センターについて 資料 5 医療的ケア児等保護者交流会について 参考資料 1 豊島区立障害者福祉施設での医療的ケアの実施について 参考資料 2 障害者等実態・意向調査の実施概要
----------	---